

○ 銀行法施行規則第十九条の二第二項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁告示第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第二項第六号、第十九条の三第四号及び第三十四条の二十六第一項第五号の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行又は銀行持株会社及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 定義（第一条）</p> <p>第二章 国際統一基準等における開示事項（第二条―第四条）</p> <p>第三章 国内基準等における開示事項（第五条―第七条）</p>	<p>銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第二項第六号、第十九条の三第四号及び第三十四条の二十六第一項第五号の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行又は銀行持株会社及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。</p>
<p>第一章 定義</p>	<p>「章名を付する。」</p>

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国際統一基準行 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。第三号において「自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。

二 国際統一基準持株会社 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。第四号において「持株自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。

三 国内基準行 自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。

四 国内基準持株会社 持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。

第二章 国際統一基準行等における開示事項

(銀行の報酬等に関する開示事項)

第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一

「条を加える。」

「章名を付する。」

(銀行の報酬等に関する開示事項)

第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一

項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国際統一基準行に係るものに限る。）は、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員（銀行の取締役（社外取締役を除くことができる。）
、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）
をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、銀行から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切な評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

「号を削る。」

2||

前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員（銀行の取締役（社外取締役を除くことができる。）
、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる
。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条
、次条、第五条及び第六条において同じ。）及び対象従業員等（
銀行の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任
又は退職した役員及び従業員を含む。）であって、銀行から高額
の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受
ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号
）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第五条におい
て同じ。）を受け取る者のうち、銀行の業務の運営又は財産の状況
に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第五条におい
て同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関
する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、
構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適
切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合
性に関する事項

四 対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべ

五|| 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべ
き事項

「項を加える。」

き事項

3|| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

二 特別報酬等（報酬のうちボーナス保証（賞与として一定の金額の支払が事前に保証されている場合の当該賞与をいう。以下同じ。）、採用時一時金（採用に際して一時金として一定金額を支払う制度を採用している場合の当該一時金をいう。以下同じ。）及び割増退職金（当該事業年度において銀行の都合により退職した対象役員又は対象従業員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乗せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項

三 繰延報酬等（支払時期が繰り延べられている報酬等をいう。以下同じ。）に関する事項

4|| 前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

（子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項）

第三条 規則第十九条の三第四号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国際統一基準に係るものに限る。）は、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

「号を削る。」

「項を加える。」

「項を加える。」

（子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項）

第二条 規則第十九条の三第四号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一|| 対象役員及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第一項第二

十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。

（）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、銀行又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、銀行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二|| 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三|| 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四|| 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五|| 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

「項を加える。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

2|| 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第一項第二

十号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。

）の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であつて、銀行又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第六条において同じ。）を受ける者のうち、銀行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第六条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

3||

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

二 特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証、採用時一時金及び割増退職金（当該事業年度において銀行又はその主要な連結子法人

「項を加える。」

等の都合により退職した対象役員又は対象従業員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乘せされた部分の金額をいう。)をいう。)に関する事項

三 繰延報酬等に関する事項

4|| 前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

(銀行持株会社等の報酬等に関する開示事項)

第四条 規則第三十四条の二十六第一項第五号に規定する金融庁長官

が別に定めるもの(国際統一基準持株会社に係るものに限る。)は

、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔号を削る。〕

〔項を加える。〕

(銀行持株会社等の報酬等に関する開示事項)

第三条 規則第三十四条の二十六第一項第五号に規定する金融庁長官

が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一|| 対象役員(銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九

号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この号

において同じ。)の取締役(社外取締役を除くことができる。)

、執行役、会計参与及び監査役(社外監査役を除くことができる

。)をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条

において同じ。)及び対象従業員等(銀行持株会社の対象役員以

外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等(規則第三十

五条第三項第十五号に規定する連結子法人等をいう。以下この号

において同じ。)の役員及び従業員(直近の事業年度中に退任又

は退職した者を含む。)であって、銀行持株会社又はその主要な

連結子法人等から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の

対価として銀行持株会社若しくはその主要な連結子法人等から受

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

2|| 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員（銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この号において同じ。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）
、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）
。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び第七条において同じ。）及び対象従業員等（銀行持株会社の

ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、銀行持株会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二|| 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切な評価に関する事項

三|| 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四|| 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五|| 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

「項を加える。」

対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。以下この号において同じ。）並びにその主要な連結子法人等（規則第三十五条第三項第十五号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び従業員であつて、銀行持株会社又はその主要な連結子法人等から高額報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第七条において同じ。）を受け取る者のうち、銀行持株会社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第七条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

3||

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

「項を加える。」

- 二 特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証、採用時一時金及び割増退職金（当該事業年度において銀行持株会社又はその主要な連結子法人等の都合により退職した対象役員又は対象従業員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乘せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項
- 三 繰延報酬等に関する事項
- 4 前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

「項を加える。」

第三章 国内基準行等における開示事項

「章名を付する。」

（銀行の報酬等に関する開示事項）

第五条 規則第十九条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国内基準行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「条を加える。」

- 一 対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項
- 四 対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（子会社等を有する場合における銀行等の報酬等に関する開示事項）

第六条 規則第十九条の三第四号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国内基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

「条を加える。」

(銀行持株会社等の報酬等に関する開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第五号に規定する金融庁長官が別に定めるもの(国内基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項
- 四 対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 五 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

(別紙様式)

[別紙]

[条を加える。]

[別紙様式を加える。]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁告示第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第三百三十二条第一項第六号、第三百三十三条第四号及び第三百三十五条第三項の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫又は信用金庫連合会及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 定義（第一条）</p> <p>第二章 国内基準金庫における開示事項（第二条―第五条）</p> <p>第三章 国際統一基準金庫における開示事項（第六条・第七条）</p>	<p>信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第三百三十二条第一項第六号、第三百三十三条第四号及び第三百三十五条第三項の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫又は信用金庫連合会及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。</p>
<p>第一章 定義</p>	<p>「章名を付する。」</p>

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内基準金庫 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。次号において「自己資本比率告示」という。）第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。
- 二 国際統一基準金庫 自己資本比率告示第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫をいう。

第二章 国内基準金庫における開示事項

(信用金庫の報酬等に関する開示事項)

第二条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第三百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員（信用金庫の役員（信用金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。）であつて、信用金庫から高

「条を加える。」

「章名を付する。」

「条を加える。」

額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

（子会社等を有する場合における信用金庫等の報酬等に関する開示事項）

第三条 信用金庫が子会社等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第百三十五条第三項に規定する金融

「条を加える。」

庁長官が別に定める事項（国内基準金庫に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用金庫の子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。第五条第一号において同じ。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。）であつて、信用金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫若しくはその連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
 - 二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
 - 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項
 - 四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
 - 五 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方
-

法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

(信用金庫連合会の報酬等に関する開示事項)

第四条 規則第三百三十二条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるもの(国内基準金庫に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員(信用金庫連合会の役員(信用金庫連合会の常務に従事しない者を除くことができる。))をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。)及び対象職員等(信用金庫連合会の対象役員以外の役員及び職員(直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。))であつて、信用金庫連合会から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫連合会から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第六条において同じ。))を受けらる者のうち、信用金庫連合会の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第六条において同じ。の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 [略]

[号を削る。]

(信用金庫連合会の報酬等に関する開示事項)

第一条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。)第三百三十二条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 対象役員(信用金庫連合会の役員(信用金庫連合会の常務に従事しない者を除くことができる。))をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び次条において同じ。)及び対象職員等(信用金庫連合会の対象役員以外の役員及び職員(直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。))であつて、信用金庫連合会から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫連合会から受ける財産上の利益又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。))を受けらる者のうち、信用金庫連合会の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 [同上]

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 〔略〕

六 〔略〕

（子会社等を有する場合における信用金庫連合会等の報酬等に関する開示事項）

第五条 規則第三百三十三条第四号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国内基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象職員等（信用金庫連合会の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用金庫連合会の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び職員を含む。）であつて、信用金庫連合会又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫連合会若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第七条において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫連合会及びその主要な連結子法人等の業務の運

並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

（子会社等を有する場合における信用金庫連合会等の報酬等に関する開示事項）

第二条 規則第三百三十三条第四号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象職員等（信用金庫連合会の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用金庫連合会の子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条第二項第一号において同じ。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、信用金庫連合会又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫連合会若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する

営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第七条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 〔略〕

〔号を削る。〕

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 〔略〕

六 〔略〕

第三章 国際統一基準金庫における開示事項

(信用金庫連合会の報酬等に関する開示事項)

第六条 規則第三百三十二条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるもの(国際統一基準金庫に係るものに限る。)は、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

賃金をいう。以下この条において同じ。)を受ける者のうち、信用金庫連合会及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。)の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 〔同上〕

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

〔章名を付する。〕

〔条を加える。〕

-
- 一 対象役員及び対象職員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
 - 二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
 - 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項
 - 四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項
- 3 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項
 - 二 特別報酬等（報酬等のうちボーナス保証（賞与として一定の金額の支払が事前に保証されている場合の当該賞与をいう。以下同じ。））、採用時一時金（採用に際して一時金として一定金額を支払う制度を採用している場合の当該一時金をいう。以下同じ。）及び割増退職金（当該事業年度において信用金庫連合会の都合により退職した対象役員又は対象職員等へ割り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乘せされた部分の金額をいう。）をいう。）に関する事項
 - 三 繰延報酬等（支払時期が繰り延べられている報酬等をいう。以下同じ。）に関する事項
- 4 前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するもの
-

とする。

(子会社等を有する場合における信用金庫連合会等の報酬等に関する開示事項)

第七条 規則第百三十三条第四号に規定する金融庁長官が別に定めるもの(国際統一基準金庫に係るものに限る。)は、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象職員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

3 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

二 特別報酬等(報酬等のうちボーナス保証、採用時一時金及び割増退職金(当該事業年度において信用金庫連合会又はその主要な連結子法人等の都合により退職した対象役員又は対象職員等へ割

「条を加える。」

り当てられた退職金のうち、通常の退職金に特別に上乘せされた部分の金額をいう。)をいう。)に関する事項

三 繰延報酬等に関する事項

4 前項に掲げる定量的な開示事項は、別紙様式により作成するものとする。

「条を削る。」

(信用金庫等の報酬等に関する開示事項)

第三条 規則第三百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員(信用金庫の役員(信用金庫の常務に従事しない者を除くことができる。)をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条において同じ。)及び対象職員等(信用金庫の対象役員以外の役員及び職員(直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。)であつて、信用金庫から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。)を受ける者のうち、信用金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項において同じ)の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

2 信用金庫が子会社等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第三百三十五条第三項に規定する金融庁長官が別に定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象職員等（信用金庫の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（信用金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、信用金庫又はその主要な連結子法人等から高額報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用金庫若しくはその連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、信用金庫及びその主要な連結子法人等の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この項にお

(別紙様式)
【別紙】

いて同じ。)の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

【別紙様式を加える。】

備考 表中の「」の記載は注記である。